

社會學讀書會例會

三月十五日午後六時學生集會所に於て開會七時著席晚餐を共にし後左記報告あり。十時散會す。出席者米田講師、山口文學士學生八名。

社會化されたる法制の必要

大澤 鷲・雄氏

右は華聖頓ビーター、アレキサンダー、スビーク氏の所論にして、米國に於ける主として不熟練職工が勞働に關聯して被れる個々には比較的少額なる損害に對する不平、隨つて訴訟を處理する現行の法制並改革方針如何を説けるものなり。

第一段には此等の損害を來す諸種の原因として(一)賃銀に付いては、一定期間の勞働後賃銀の全部若くは一部の支拂を拒絶されたる場合、時間外及日曜日勞働の割増を約しながら支拂日に之を拒絶されたる場合、契約を爲さずして勞働せるに豫想外に低廉なる賃銀を提供されたる場合、借主の手に溜まりたる賃銀の踏倒、山勘會社の眞偽何れかによる破産より來る賃銀の不拂、小切手等によりて支拂はれたる賃銀の割引、旅費等の損失、(二)私設雇傭事務所(口入屋)に付いては、法外なる手数料、仕事先に落附かざるに手数料を拂戻さす、又仕事もなきに諸方へ行かせて手数料を踊らせ且時間及旅費を浪費せしむるより來る損失、(三)地代、賄料、酒保賣品の割高、(四)病院料(入院料にあらず)の不廉、而かも勝

手に借主が賃銀より差引くこと、(五)罰金、(六)借主被傭者間の契約なるものが不公平なるより又勞働條件の虐偽の意思表示より來る損失、(七)職工長の "job-graft" (虐偽の解雇の保障として職工よりハネル金) (八)高利貸 (loan-shark と譯名す) 及び年賦賣屋、(九)諸種の詐欺により被れる損害を擧げたり。

第二段には此等勞働上の損害より起る不平及訴訟を處理する法律制度を列舉詳述せり。要約すれば公のものには、

一、各州移民局及委員 移民勞働者のみに關す。

二、各州勞働者 大體官的職務としては之を規定せず。

三、Prosecuting attorney 刑事關係方面にて

四、下級裁判所 大多數は手数料制度にて口頭の出訴を受理せず隨つて辯護士を備はざる可からず加之裁判は手續繁瑣にして一年も長引くことあり自然資力ある借主側の勝訴となる。之に鑑み近來俗に "Poor man's court" と呼ばれるもの若干の都市に起れり。

Conciliation court 一九一三年クリブランド市立裁判所内に創設さる、五十弗以下の訴訟を取扱ひ訴訟の内容と公判の日取を書留郵便にて被告に通知す、原被兩造共辯護士を附せしめず。

Small debtors' court 一年餘前カンサス州の諸市に開設さる二十弗迄の民事訴訟は一切略式なれども嚴密なる法律的方法にて解決す、兩造は辯護士を附するを得ず、裁判費を要せず。

Doubt of small claims 市俄古市々立裁判所内に一九一五年に設けらる、三十五弗未滿の事件を常識的談話を以て形付く、解決迅速なり、是又辯護士を附せしめず。

五、公設雇傭事務官 口入屋監督權を有す。

六、Labor claims adjuster 調停を任務とすれと最後には辯護士に渡す。

七、Public defender 一九一四年ロスアンゼルス郡に創設せる刑事事件の外、依頼により二百弗未満にして其要求が裁判所に有効に實行され得べしと認むる場合に限り、辯護士を備ふ能はざる者の貸銀取立其他の民事要求に付訴訟を行ふ可し、主任助手皆文官にして法律に關する助力は無料なり、官権を有する故和解に便なり、給料旅費等郡金庫より支出さる。

八、Municipal legal-aid bureau 數年前ミツソリー州カンサス市に創設さる、文官にして費用は市會より維持に適當なる支を出す。

私のものには、  
一、Legal-aid society 寄附贈與等により維持さるゝ私設の慈善團體なり、法律に關する助力を求むる者には名ばかりの料金を課す、是れ其仕事を比較的慈善的と見せぬためと資金の足し前にするにあり、此は物質的弱點の外自尊心ある人は形式如何に不拘慈善を乞はさると官権を有せざるため和解をなましむるに便ならざるの短處あり。

二、一般慈善團體 法律に關する助力を與ふるを事業の一部とするも大體幼稚なり。

三、辯護士 一流のものは小事件なれば相手にせず、下等なるは勞働者を喰物にす。

第三段には此種の必要に應ずる更に適切なる法律制度如何を論じ先づ大體上一州一市に限らず全國大の規模の二改革を必要とす

其は(一)有能なる辯護士を備ふ能はざる市民に對する公の法律的助力(二)訴訟手續簡略迅速而かも無料なる公平無私の裁判所是れなり。

Public defender, Municipal legal-aid bureau, Poor man's count 等の成功せるは左の改革を施すの手段を示すものとし、第一者と第二者とは共に公の維持、共に文官にて大差なければども第一者は *ad* と云ふ語なき丈第二者より優れりとせり(慈善の臭味ありと云ふ也) 下級裁判所の改革には諸説あれども歐洲式工業裁判所の制度は米國には尙早不可能とし新設よりは現存のものを改善するを可とし(一)民事事件に於ける裁判料其他の裁判所費の廢止(二)書面の請求と辯護士との必要を除去する底ハ手續の簡略(三)事件の迅速なる處理を其眼目とせよと説き貧民の裁判の施行は無料而かも公費にてせよ、慈善にあらで權利たる可しと結ぶ。

### 美學美術史研究會

三月二十四日午後七時より學生集會所に於て例會を開き、左の講演あり。

白耳義美術談

太田喜二郎氏

ブロン・アイワ兄弟の昔より、最近、氏の就いて學びたりと言ふク ロッス氏等に至るまで、其大半は未だ我邦には多く紹介せられざる諸々の白國畫家を列擧して、その一般の傾向、各々の特質等に就き、多年同國に留まりて、親しく一々の作品より得たる觀察の結果に本づいて、簡潔にしてしかも甚だ暗示に富める内部的批評を試みたり。

心理學讀書會

三月十七日午後七時より心理學實驗場に於て開會左の講演あり。

兩眼視の研究 文學士 黒田源次氏  
信州教育會狀況 文學士 檜崎淺太郎氏

寄贈雜誌

哲學雜誌、心理研究、丁酉倫理會講演集、東洋哲學、東の光、早稻田文學、學校教育、教育、内外教育評論、普通教育、教育研究、教育學術界、新公論、教育時論、東京教育、兵庫教育、靜岡縣教育、岐阜縣教育、三重教育、愛知縣教育雜誌、長崎縣教育雜誌、都市教育、信濃教育、佐賀縣教育、宮城教育、愛媛教育

前 號 目 次

數理の認識	文學士 田邊元
剪倅細工的空間圖の測定	文學士 黒田源次
自覺に於ける直觀と反省(承前)	文學博士 西田幾多郎
美學の基礎に就ての考察(承前)	文學博士 深田康算
コーエンの非有に就いて	文學士 岡野留次郎

彙報——新著紹介